

並ニ参加セシメザルコト尙ホ會場内ニ於テ酒類ヲ使用セシメザルコト

(三) 會場ニ参集スル途中又散會ノ際ハ三々伍々ニ集散シ尙ホ其ノ途中ニ於テ歌ヲ唱セ其他示威運動的行爲ニ出デザルハ勿論旗幟ハ一切之ヲ卷キテ携帶スルコト

(ホ) 集合所解散地其他行列途中ニ於テハ宣傳ビラノ類ヲ撒布セザルコト

(ヘ) 當日合唱スル労働歌(大正十二年度承認ノ歌ニシテ第三ニ掲グルメーデー歌)ハ豫メ打合セタルモノ、外歌ハザルコト

(ト) 行列中演説ヲ爲シ其他喧噪ニ涉ル行爲アラシメザルコト

(チ) 何人ト虽モ途中行列ニ参加スルコトヲ許サザルコト

(リ) 行列出發前参加者ニ對シ豫メ途上並ニ解散後喧噪ニ涉ルガ如キコトナキ様警告スルコト

(ヌ) 解散地ニ於テハ司會者散會ノ挨拶又労働歌合唱ノ外演説宣言決議等ヲ爲サザルコト

(丙) 掲揚物及携帶品

(イ) メーデーニ使用スル旗幟ハ左記ノモノニ限ル

(1) 長旗ハ四本トシ記載文字ハ八時間制ノ実施失業救済ノ徹底及自由労働者ノ傷害保証ノ三ノ標語及「メーデー示威行列」ト書シタルモノトス
(白地ニ黒書トス)

(2) 既成ノ會旗支部旗各一本宛

(3) 銘旗ハ各團體一本宛